

単品型 Vitality 健康プログラム規約（有償版）

| 改定後（改定箇所：赤字） | 改定前（改定箇所：赤字） |
|---|---|
| <p>第4条（会員資格）</p> <p>1. 会員資格は、1人につき1つのみ付与されます。 以下の各号のいずれかに該当する場合には、自らまたは自らが属する企業、自治体その他の団体（以下、「所属組織等」といいます。）を通じて本プログラムを新たに利用することはできません。</p> <p>(1) Vitality 健康プログラム契約に加入している場合 (2) 単品型 Vitality 健康プログラム契約に加入している場合</p> <p>2. 会員は、本契約の申込みをした日の属する月の1日において満15歳以上の個人である必要があります。</p> | <p>第4条（会員資格）</p> <p>1. 会員資格は、1人につき1つのみ付与されます。 以下の各号のいずれかに該当する場合には、自らまたは自らが属する企業、自治体その他の団体（以下、「所属組織等」といいます。）を通じて本プログラムを新たに利用することはできません。</p> <p>(3) Vitality 健康プログラム契約に加入している場合 (4) 単品型 Vitality 健康プログラム契約に加入している場合</p> <p>2. 会員は、本契約の申込みをした日の属する月の1日において満18歳以上満80歳以下の個人である必要があります。</p> |
| <p>第8条（特典の利用条件等）</p> <p>1. 特典の利用にあたっては、特典ご利用ガイドまたは提携先等の規約等により、所定の手続きや一定の待機期間、年齢制限など、利用条件や利用方法が指定されている場合があります。また、一部の特典については利用期限が設けられています。</p> <p>2. 特典の利用にあたっては、特典ご利用ガイドまたは提携先等の規約等にしたがい、手数料、入会金、会費その他の追加料金の支払いが必要となる場合があります。</p> | <p>第8条（特典の利用条件等）</p> <p>1. 特典の利用にあたっては、特典ご利用ガイドまたは提携先等の規約等により、所定の手続きや一定の待機期間を必要とするなど、利用条件や利用方法が指定されている場合があります。また、一部の特典については利用期限が設けられています。</p> <p>2. 特典の利用にあたっては、特典ご利用ガイドまたは提携先等の規約等にしたがい、手数料、入会金、会費その他の追加料金の支払いが必要となる場合があります。</p> |
| <p>第24条（利用料の支払方法）</p> <p>1. 会員は、当社が指定するクレジットカード発行会社（以下、本条において「指定カード会社」といいます。）が発行する、会員名義または当社所定の範囲の者名義のクレジットカードであって、カード名義人自身が当社所定の手続きにより登録をしたもの（以下、本条において「指定カード」といいます。）によ</p> | <p>第24条（利用料の支払方法）</p> <p>1. 会員は、当社が指定するクレジットカード発行会社（以下、本条において「指定カード会社」といいます。）が発行する会員名義のクレジットカードであって、会員が指定したもの（以下、本条において「指定カード」といいます。）により払い込む方法で利用料を支払う必要があります。指定カードは、指定</p> |

| 改定後（改定箇所：赤字） | 改定前（改定箇所：赤字） |
|---|--|
| <p>り払い込む方法で利用料を支払う必要があります。指定カードは、指定カードの名義人と指定カード会社との間で締結された会員規約等に基づいて、指定カード会社から貸与され、または、使用を認められているクレジットカードである必要があります。</p> <p>2. 利用料は、指定カード会社が定める規約等において定められた振替日に会員等が指定した口座から引き落とされるものとし、当社が指定カード会社に指定カードの有効性等の確認を行った上で利用料相当額の支払いを請求する日において、利用料の払込みがあったものとします。</p> <p>3. 会員は、<u>当社所定の手続方法により</u>、指定カードを同一の指定カード会社が発行する他のクレジットカードまたは他の指定カード会社が発行するクレジットカードに変更することができます。</p> <p>4. 会員は、指定カードによる利用料の支払いが不可能となった場合には、直ちに利用料の払込みに用いるクレジットカードの変更その他の利用料の支払いを可能とするために必要な手続きを行ってください。指定カードの利用停止等による利用料の支払遅滞については、会員が責任を負うものとします。</p> | <p>カードの名義人と指定カード会社との間で締結された会員規約等に基づいて、指定カード会社から貸与され、または、使用を認められているクレジットカードである必要があります。</p> <p>2. 利用料は、指定カード会社が定める規約等において定められた振替日に会員が指定した口座から引き落とされるものとし、当社が指定カード会社に指定カードの有効性等の確認を行った上で利用料相当額の支払いを請求する日において、利用料の払込みがあったものとします。</p> <p>3. 会員は、<u>当社所定の手続方法により</u>、指定カードを同一の指定カード会社が発行する他のクレジットカードまたは他の指定カード会社が発行するクレジットカードに変更することができます。</p> <p>4. 会員は、指定カードによる利用料の支払いが不可能となった場合には、直ちに利用料の払込みに用いるクレジットカードの変更その他の利用料の支払いを可能とするために必要な手続きを行ってください。指定カードの利用停止等による利用料の支払遅滞については、会員が責任を負うものとします。</p> |
| <p>第33条 (Vitality 福利厚生タイプ契約に基づいて運営される本プログラムに関する特則)</p> <p>1. 所属組織等から指定された者は、当社と当該所属組織等との間で締結された Vitality 福利厚生タイプに関する契約（以下、「Vitality 福利厚生タイプ契約」といいます。）に基づいて運営される本プログラムに係る本契約の申込みをすることができます。</p> <p>2. 前項の本契約を締結した会員に対する以下の各号の規定の適用については、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> | <p>第33条 (Vitality 福利厚生タイプ契約に基づいて運営される本プログラムに関する特則)</p> <p>1. 所属組織等から指定された者は、当社と当該所属組織等との間で締結された Vitality 福利厚生タイプに関する契約（以下、「Vitality 福利厚生タイプ契約」といいます。）に基づいて運営される本プログラムに係る本契約の申込みをすることができます。</p> <p>2. 前項の本契約を締結した会員に対する以下の各号の規定の適用については、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> |

| 改定後（改定箇所：赤字） | 改定前（改定箇所：赤字） |
|--|---|
| <p>(4) 第4条（会員資格）第1項</p> <p>1. 会員資格は、1人につき1つのみ付与されます。以下の各号のいずれかに該当する場合には、自らまたは所属組織等を通じて本プログラムを新たに利用することはできません。</p> <p>(1)Vitality 健康プログラム契約に加入している場合</p> <p>(2)単品型 Vitality 健康プログラム契約に加入している場合</p> <p>(3)単品型 Vitality 健康プログラム契約（有償版）に加入している場合</p> <p>(5) 第4条（会員資格）第2項</p> <p>2. 会員は、本契約の申込みをした日の属する月の1日において満18歳以上の個人である必要があります。</p> <p>(6) 第4条（会員資格）第3項</p> <p>3. 前二項に定めるほか、所属組織等が会員資格に関する要件を別途定めている場合には、会員は、当該要件を満たす必要があります。</p> <p style="text-align: center;">略</p> | <p>(4) 第4条（会員資格）第1項</p> <p>1. 会員資格は、1人につき1つのみ付与されます。以下の各号のいずれかに該当する場合には、自らまたは所属組織等を通じて本プログラムを新たに利用することはできません。</p> <p>(1)Vitality 健康プログラム契約に加入している場合</p> <p>(2)単品型 Vitality 健康プログラム契約に加入している場合</p> <p>(3)単品型 Vitality 健康プログラム契約（有償版）に加入している場合</p> <p>(5) 第4条（会員資格）第2項</p> <p>2. 会員は、会員年度開始日において満18歳以上満80歳以下の個人である必要があります。</p> <p>(6) 第4条（会員資格）第3項</p> <p>3. 前二項に定めるほか、所属組織等が会員資格に関する要件を別途定めている場合には、会員は、当該要件を満たす必要があります。</p> <p style="text-align: center;">略</p> |
| (最終更新日：2026年3月24日) | (最終更新日：2026年1月15日) |